(案)

平成 28 年 7 月 29 日 日本原子力研究開発機構 廃炉国際共同研究センター

## 廃炉国際共同研究センター(CLADS)「特別研究生」制度の導入について

項目	同研究センダー(GLADS)「特別研究生」制度の導入について
①受入身分と位置付	・自発的に研究を行う能力を有する、原則として博士課程の学生(博
け	士課程終了後2年以内の大学院の研究生や修士課程を含む)とす
[ '	る。
	│ 。 │・研究発表を奨励し、大学及び原子力機構への研究開発成果に寄与
	させる。
	」できる。 ・特別研究生は、 <mark>福島第一原発の廃炉研究関連テーマ分野</mark> の公募で
	申請された学生の中から、学生の研究能力等の審査を経て厳選さ
	れ与えられる身分であり、学生研究生からのステップアップを期待す
	る。
	・実施場所は、富岡、楢葉、大熊、東海、大洗を原則とする。
②公募時期	4 半期に一度(第 1 期 4~6 月、第 2 期 7~9 月、第 3 期 10~12
© 73411 W	月、第4期1~3月)、原子力機構のホームページ、ダイレクトメー
	ル、学会誌などを通じて公募する。公募期間は3週間程度とする。
③受入判定、審査	受入可否判定及び審査とも CLADS が行う。
③受入予定人数	10 名程度で募集、最大年間 20 名程度を受け入れる。
4)応募資格	①受入れ時に国内の大学院(博士前期課程、博士後期課程、一貫制
	博士課程又は修士課程)に在学又は在学が見込まれる方。ただし、
	受入期間中に博士後期課程の在学期間が5年を超える方及び一
	貫制博士課程の在学期間が7年を超える方は除く。
	②博士後期課程修了又は修了に必要な単位を取得後退学し、継続し
	て大学院の研究生として在籍している方。ただし、受入れ希望期間
	において博士後期課程単位取得退学後2年以内であること。
⑤受入期間	<u>受入月から当該事業年度内</u> の期間とする。ただし、当該事業年度内
	の受入れ期間の更新は、これを妨げない。
⑥月次休暇	毎月5日の月次休暇を付与する。前月に取得しなかった月次休暇を
	翌月に繰り越すことができ、最大 10 日まで積み立てることができる。
⑦出欠管理	実習は原則として月曜日から金曜日までの受入拠点の標準的な就業
	時間内に実施するものとし、このうち正午から午後 1 時までを休憩時
	間とする。やむを得ない事情により休日に活動した場合であっても振
	替休日や代休は付与しない。特別研究性は所定の様式により出欠を
	記録する。
⑧奨励金	毎月 10 万円を支給する。

	<u>,                                      </u>
	ただし、取得可能な休暇日数を超えて休暇を取得した場合は日割計
	算により奨励金を減額して支給する。受入期間を短縮又は延長した場
	合も奨励金の支給額を調整する。
	奨励金の受給を辞退することもできる。この場合は所定の様式により
	届け出を行う。特に他の機関の奨学金などを受給していてその制度
	がほかの奨学金などとの併給を禁止している場合は、原則として原子
	力機構の奨励金の受給を辞退していただく。
9旅行及び旅費	①受入開始時及び受入終了時に所属キャンパスと受入拠点間の移
	動が必要なとき。
	②教育を受けるために派遣元の大学院に出向く必要があるとき。(受
	入期間 90 日<180 日→1 回分、180 日以上→2 回分)
	③研究発表する場合。
	・本人発表が前提。
	・外部発表手続きが必要。
	・指導教授等の出張承諾書が必要。
	④原子力人材育成センター長が認めるもの。
⑩宿舎	・原子力機構の宿舎を職員と同じ料金で利用できる。
	・通学手当は支給しない。
⑪関係規定	特別研究生について(達)、特別研究生への奨励金の支給について
	(通達)、特別研究生受入契約条項
-	<del></del>